

静岡地方最低賃金審議会 小委員会
議事要旨

開催日時	令和7年9月8日（月） 9時34分から11時54分まで		
開催場所	静岡労働局 地下会議室1		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	労働者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	使用者を代表する委員	出席 2名	定数 3名
議題	1 静岡地方最低賃金審議会小委員会運営規程について 2 静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性について 3 その他		
議事要旨	本会議は、 <u>公開</u> ・非公開		
1 静岡地方最低賃金審議会小委員会運営規程について 委員長（畠会長）と同代理（ 笹原委員）を選出。 全会一致で、小委員会運営規程を承認、「委員の率直な意見を確保する」ため非公開で審議を行うこと、議事録は議事要旨を公開すること、となった。 2 静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性について 事務局から資料説明 労使双方から基本的な考え方について意見聴取した後、一旦休会し、公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った。 労使へ個別に意見聴取した後、委員会を再開したが、労側は必要性あり、使側は必要性なしとの意見であり、労使の意見の一致には至らなかった。 そのため、委員長から、「特定最低賃金の改正の必要性については全会一致で必要性ありとなることが求められているが、これ以上の歩み寄りは期待できないと判断する。よって、これで結審とし、必要性ありとの結論に達し得なかったとの報告を本審に対して行うこととする」旨提案し、その旨記載された「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性（報告）」が作成され、静岡地方最低賃金審議会会长宛に報告されることとなった。 労働者代表委員の主な意見 • 電機特定最低賃金に含まれる3業種は、春闘でも高い賃上げを果たしている。 これは、人手不足の解消、優秀な人材の確保を達成するために労使双方の意見が一致した結果と考える。 • この状況を受け、労側としては、制度に沿った申出をしていること、電機特定最低賃金を引上げ雇用流出防止・優秀な人材確保を行うべきことから、これまで			

どおり必要性ありとの考えは変わらない。

- ・ 特定最低賃金は、当該産業労使のイニシアチブを發揮し、電機産業の魅力を高めることで、県内における当該産業の成長に繋げていくことが、目的の一つであると思っており、地域別最低賃金に影響されるべきではないと考える。

使用者代表委員の主な意見

- ・ 追隨性と組合の組成率の 2 点が、我々の特定最低賃金に対する考え方の前提となっている。地域別最低賃金と特定最低賃金は別物ではあることは承知しているものの、特定最低賃金は地域別最低賃金以上とする必要があり、ここ数年、地域別最低賃金の急激な上昇を考えると、追隨性について言及せざるを得ない状況となっている。また、特定最低賃金は、労使の真摯な交渉がベースなので、組合の組成率は重要な要素となる。
- ・ 近年、地域別最低賃金の急激な上昇が続き、4 年連続して地域別最低賃金を一時的に下回っていることから追隨可能性は非常に厳しい状況にある。
- ・ 協約のレンジとカバー率について、今年の申出の協約最低額は 1,200 円で、改正額下限との幅は 102 円となり、昨年度の 13 円しか幅がなかった状況から考えるとレンジは大幅に引き上がっているものの、適用労働者数に対する申出労働者数の割合は、前年度の 62.7% から今年度は 40.6% に大幅に低下している。
- ・ 電機特定最低賃金の範囲が、白物から半導体などの先端分野までと幅広く、現在において優位性があるといえるのか疑問がある産業分野も含まれていると感じる。
- ・ 電機産業は、日本の成長性、競争性を高めるコア産業だと理解しているが、静岡と同じく電機産業が主要の愛知ですら、電機特定最低賃金は地域別最低賃金を下回り改正が行われていない。
- ・ 影響率について、最低引上げの 1,098 円であったとしても全体 23.3% であり、パートに限定すると 67.6% であり、経営に対して大きな収益圧迫要因になる。
- ・ 以上のことから、必要性なしを主張する。

なお、上記のとおり、改正決定の必要性については、全会一致の結論とはならなかったものの、現在の電機特定最低賃金の適用範囲を見直し、電機関係の特定最低賃金を新設することについて、労使各側から前向きな発言があった。

3 その他

上記 2 のとおり小委員会での審議が結審し報告書が作成されたため、本小委員会を廃止することとした。